

社会福祉法人清潮会役員及び評議員の旅費に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清潮会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする常勤の者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(旅費の額の算定方法)

第3条 役員及び評議員に対する旅費の額は、交通費1回につき、実費額が1,000円以上となった場合は、その差額を支給する。

(旅費の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する旅費は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 旅費は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。